

件名	松前町税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
関係課	
改正対象	松前町税条例（昭和43年松前町条例第38号）
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）
改正理由	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたため、松前町税条例を改正する必要性が生じた。
改正の主な内容	<p>① 徴収猶予制度の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例申請をした場合の不備訂正等の期間を規定 <p>② 固定資産税の特例（中小事業者等対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高が減少した中小事業者等の固定資産税を軽減する法改正に合わせて改正 ・生産性向上特別措置法に基づく設備投資に対する固定資産税の特例について、条例で定める割合を規定 <p>③ 軽自動車税環境性能割の臨時軽減の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時軽減を6月延長（現行：令和元年10月1日～令和2年9月30日の間に取得した自家用乗用車対象→令和3年3月31日まで延長）。 <p>④ 住宅ローン控除適用要件の弾力化に伴う個人住民税の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が遅れた場合の住宅借入金等特別税額控除の特例適用 <p>⑤ イベント等中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の控除対象とする（期間及び行事の指定等一定の要件有）。
施行日	公布の日 ④⑤は、令和3年1月1日
【その他参考事項】	